陸上自衛隊達第98―５号

陸上自衛隊車両の管理運用規則（昭和35年陸上自衛隊達第130―２号）の全部を改正する。

昭和40年５月20日

陸上幕僚長 陸将 天野 良英

陸上自衛隊の車両の運行等に関する達

改　正	昭和40年７月28日達第122－56号	昭和41年３月12日達第122―57号
	昭和42年３月10日達第98―５―１号	昭和43年１月６日達第73―１号
	昭和43年２月23日達第122―59号	昭和43年３月13日達第11―３―１号
	昭和44年２月25日達第98―５―２号	昭和44年12月27日達第122―69号
	昭和46年２月17日達第122―77号	昭和46年４月８日達第122―78号
	昭和48年12月27日達第98―５―３号	昭和53年１月18日達第73―１号
	昭和53年４月28日達第98―５―４号	昭和54年３月14日達第122―111号
	昭和54年３月23日達第98―５―５号	昭和57年４月30日達第122―119号
	昭和59年４月12日達第98―５―６号	昭和60年12月21日達第122―124号
	昭和61年３月12日達第98―５―７号	平成元年２月10日達第122―127号
	平成３年９月21日達第98―５―８号	平成４年９月18日達第98―５―９号
	平成７年３月13日達第98―５―10号	平成10年３月20日達第122―137号
	平成18年７月26日達第122―211号	平成19年１月９日達第122―215号
	平成19年３月27日達第98―５―11号	平成20年３月31日達第98―５―12号
	平成20年７月23日達第122―228号	平成21年２月３日達第122―230号
	平成21年４月23日達第98―５―13号	平成21年７月31日達第122―235号
	平成21年12月21日達第33―３号	平成22年４月１日達第98―５―14号
	平成23年４月１日達第32―19号	平成23年４月18日達第98―５―15号
	平成25年３月27日達第98－５－16号	平成29年２月23日達第98－５－17号
	平成30年３月26日達第98－５－18号	平成30年10月24日達第98－５－19号
	平成31年３月28日達第98－５－20号	平成31年４月19日達第122－302号
	令和3年３月15日達第 98－５－21号	令和４年3月30日達第98-５-22号
	令和５年3月27日達第98-５-23号	令和６年３月21日達第98－５－24号

（目的）

第１条　この達は、陸上自衛隊の部隊等（自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。）における車両使用の手続、運行管理及び特別の場合の車両の使用等について、必要な事項を定め、もって車両の適正かつ効率的な使用と運行の安全を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第２条　この達において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1)　「車両」とは、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号。以下「道交法」という。）第２条第１項第９号及び第１０号に定める自動車及び原動機付自転車をいう。

(2)　「中隊長等」とは、次に掲げる者とする。

ア　中隊長

イ　分（派）遣された部隊等の長

ウ　編制上隷下に単位部隊をもたない部隊の長又は当該部隊における車両の運行管理を所掌する科（班又は係）の長

エ　臨時に編組された中隊に準ずる部隊の長

オ　機関における車両の運行管理を所掌する課（科）の長

カ　国際連合平和維持活動、国際緊急援助活動並びに在外邦人等の保護措置及び輸送（以下「国際平和協力活動等」という。）に従事する派遣部隊の長又は当該部隊における中隊、分（派）遣隊及び班等の長

(3)　「非常勤隊員」とは、陸上自衛隊における臨時の事務補助職、技術補助職、技能職及び労務職に任用される者をいう。

（操縦資格）

第３条　車両の操縦ができる者は、次の資格を有している者とする。

(1)　都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の運転免許を受けている者

(2)　特技職明細書に関する達（陸上自衛隊達第５０―２号（５８．１．２０））に規定する車両操縦に関する特技を有している者

(3)　陸上自衛隊の心理適性検査に関する達（陸上自衛隊達第３２―１７号（５２．１．２４））に規定する車両操縦要員検査の判定区分が適性又は準適性の者

２　前項第２号の資格を有していない者であっても、次の各号の一に該当する者については、当該資格を有するものとみなす。

(1)　教官又は助教の指導の下に操縦教育中の被教育者

(2)　幹部、准尉、事務官等及び非常勤隊員にあっては、操縦技能について中隊長等から委任を受けた陸上自衛隊自動車教習所長又は陸上総隊司令官、各方面総監若しくは防衛大臣直轄部隊等の長が指定した大型免許教習指導員資格保有者又は同技能検定員資格保有者（以下「自動車教習所長等」という。）が操縦技能を認め、かつ、中隊長等が職務上必要であり、操縦手として適格であると認めた者

(3)　警務隊、自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院に勤務する海上自衛官及び航空自衛官並びに自衛隊地方協力本部に勤務する陸曹、陸士、海上自衛官及び航空自衛官は、操縦技能について中隊長等から委任を受けた自動車教習所長等が操縦技能を認め、かつ、中隊長等が職務上必要であり、操縦手として適格であると認めた者。ただし、道交法第８５条に規定する普通免許で操縦できる車両に限るが、過去に大型官用車両の操縦の許可を受けていた海曹及び海士である海上自衛官並びに空曹及び空士である航空自衛官は、必要な教育及び操縦訓練を行うことにより、人員輸送車２号、大型トラック及び中型トラックを操縦することができるものとする。

(4)　災害等招集命令により招集を受けた予備自衛官等は、中隊長等が職務上必要であり、操縦手として適格であると認めた者。ただし、災害等招集の施設活動地域において施設機械等を操縦する場合に限るものとし、操縦技能の認定は、予備自衛官の任免等細部取扱いに関する達（陸上自衛隊達第２１－９号（４６．３．２４））第１８条第４項及び即応予備自衛官の任免等細部取扱いに関する達（陸上自衛隊達第２１－２２号（１０．３．２５））第１２条第３項の規定を準用するものとする。

（通勤等特別の場合の車両の使用）

第４条　次の各号に掲げる者は、隊務遂行に支障を及ぼさない範囲内において、通勤のために車両を使用することができる。

(1)　編制表において１佐以上の階級をもって充てる職にある者

(2)　前号のほか１佐以上の階級の者

(3)　駐屯地司令及び地方協力本部長の職にある者

(4)　編制表において行政職俸給表(一)７級（任命権に関する訓令（昭和３６年防衛庁訓令第４号）別表に掲げる対応する職務の級を含む。)以上の事務官等

２　部隊等の長は、交通事情又は疾病により通勤が甚だしく不便又は困難であると認められる者の通勤のために車両を使用することができる。

３　防衛省の広報活動に関する訓令（昭和３５年防衛庁訓令第３６号）第１５条及び陸上自衛隊の福利厚生に関する達（陸上自衛隊達第３３―４号（５．９．１２））第19条及び第36条に定める事項その他広報又は厚生活動上適当と認められる場合には、広報実施担当官及び部隊等の長は、便宜供与のためそれぞれ

車両を使用することができる。

４　部隊等の長は、部隊等を訪問する部外者で必要と認める者の送迎のために車両を使用することができる。

（車両使用の請求手続）

第５条　車両を使用する者は、あらかじめ車両使用請求書（別紙第１）を中隊長等に提出するものとする。ただし、計画、命令その他の車両使用の根拠となる文書等があって中隊長等が車両使用請求書の提出を不要と認めた場合には、この限りでない。

２　車両使用請求書には使用の目的、行動の概要、乗車する者（以下「乗車者」という。）又は積載品の取扱いその他運行に関する必要な事項を別紙第１により記載するものとする。この場合、安全運行に支障を生ずることのないよう特に注意しなければならない。

（中隊長等の運行命令手続）

第６条　中隊長等は、車両使用請求書及び前条第１項ただし書に掲げるこれに代わるものに基づいて合理的な配車の計画を作成し、車両を操縦する者（以下「操縦手」という。）に対して車両運行指令書（別紙第１）により運行を命ずるものとする。ただし、国際連合平和維持活動において、派遣部隊が隷属する組織の規則の中で別に定める様式がある場合には、調整により、車両運行指令書に代えて、当該組織が定める規則により運行を命ずることができる。

２　配車の計画を作成する場合には、努めて乗合せ等の処置により車両の節用を図るとともに同一駐屯地又は分屯地内の各中隊長等は、相互に連絡調整を密にして車両の効率的使用に努めるものとする。

（運行命令に際しての中隊長等の留意事項）

第７条　中隊長等は、車両の運行を命ずる場合には、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1)　操縦者は、運行任務に適応する技能を有し、かつ、心身の状態が健全なものであること

(2)　運行配当時間は、運行任務を遂行するのに必要かつ十分なものであること

(3)　車両は、安全運行に支障がないものを充当すること

(4)　運行任務に応じ、工具、属品類及び予備部品のほか手旗、懐中電燈、けん引ロープ、緊急信号具、停止標示器材等のうち所要のもの及び関係法規に定められた運行に必要な証明書類を携行させること

(5)　必要と認めたときは、助手又は整備員等を乗務させること

（操縦の交代の制限）

第８条　操縦手は、中隊長等から交代して操縦することを命ぜられた場合又は負傷若しくは疾病、その他状況真にやむを得ない理由で操縦することが困難とな

った場合のほかは、他の者に車両を操縦させてはならない。

（助手の任務）

第９条　助手は、運行間次の各号に掲げる事項について操縦手を援助しなければならない。

(1)　交通信号、道路標識及び同標示並びに他の通行に対する注意

(2)　他の車両との連絡

(3)　車両の誘導

(4)　車両の点検、手入れ

(5)　乗車者及び積載品の保全

(6)　前各号に掲げるもののほか操縦手から依頼された運行上必要な事項

（乗務員と乗車者との関係）

第10条　乗車者は、乗務員（操縦手及び第７条第５号の規定により乗務を命ぜられた者をいう。以下同じ。）が運行の安全を図るために行う指示には従わなければならない。

２　乗車者は、車両の安全運行について積極的に協力するものとし、乗務員が明らかに関係法規若しくは命令に違反する行為を行ったとき又は運行に危険があると認めたときは、乗務員に対して注意又は勧告を与える等そのときの状況に適合する処置を講ずるものとする。

３　乗車者は、乗車中の車両について事故が発生したときは、特に支障のない限り、応急処置に関し、乗務員を援助するものとする。

（車両運行指令書）

第11条　操縦者は、運行間交付された車両運行指令書を携行し、それに必要な事項を記載して運行終了後中隊長等に返戻しなければならない。

２　臨時に編組された中隊に準ずる部隊の長は、各部隊等から差し出された操縦手に係る車両運行指令書を、それぞれの所属中隊長等に送付するものとする。ただし、当該部隊の編組を命じた者が、特に指示した場合は、この限りでない。

（他の部隊等から差出しを受けた隊員に対する運行命令手続等）

第12条　車両の運行のため隊員の差出しについて他の部隊等の援助を受けた場合の当該隊員に対する運行の命令は、差出しを受けた部隊等の中隊長等が行うものとする。

２　前項の中隊長等は、差出しを受けた期間中の当該隊員に係る運行記録を努めて速やかに差出部隊等の長に通知するものとする。

（教育等の場合における運行命令手続の特例）

第13条　教育のため学生等に車両を操縦させる場合又は整備のため後送された車両若しくは補給用に保管している車両を修理、点検等のために整備員等に操縦

させる場合等中隊長等でない者が車両の運行を命ずる必要が生じた場合には、当該教育又は整備等の実施責任幹部が車両運行指令書を操縦者に交付するものとする。この場合、返戻された車両運行指令書は、部隊等の長の定めるところにより処理するものとする。

（車両操縦経歴簿）

第14条　中隊長等は、所属隊員のうち車両を操縦する職にある者及び車両の操縦又は整備等に関する特技教育を受け将来車両を操縦する職に充てられる要件を備える者について、車両操縦経歴簿（別紙第２）を整備し、保管しなければならない。

２　中隊長等は、前項に定める者が所属を異にして異動する場合、車両の操縦若しくは整備等に関する職務を行うため臨時勤務する場合又は車両の操縦若しくは整備等に関する教育を受けるため入校、教育入隊、教育参加する場合には、その者の車両操縦経歴簿を速やかに異動先の中隊長等に送付しなければならない。

３　中隊長等は、所属隊員であった者が予備自衛官等に任用された場合には、その者の車両操縦経歴簿を速やかに、予備自衛官は担当する地方協力本部長等、即応予備自衛官は配属先の中隊長等に送付しなければならない。

（車両使用状況の通報等）

第15条　陸上総隊司令官、方面総監及び防衛大臣直轄部隊の長は、別紙第３に定める要領により各期の車両使用状況表を毎期翌月末日（陸上総隊司令官及び防衛大臣直轄部隊の長にあっては毎期翌月２０日）までに作成し、補給管理システムにより補給統制本部長に通報するものとする。

２　国際平和協力活動等に係る車両使用状況の補給管理システム細部要領は、別に示すところによる。

（記録類及び運行記録計の記録紙の保存期間等）

第16条　この達に定める記録類及び運行記録計の記録紙の保存期間は、別紙第５に示すとおりとする。

（緊急自動車の保有基準及び指定等の手続）

第17条　部隊等における緊急自動車の保有基準は、別に示すとおりとする。

２　緊急自動車の保有を認められた部隊等の長は、当該車両を緊急自動車として、当該部隊等が所在する区域を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の指定を受けなければならない。

３　前項の部隊等の長は、当該部隊等が前項の公安委員会と異なる公安委員会の管轄区域に駐屯のため移動（以下「移動」という。）する場合又は改編その他の理由による保有基準の変更に伴い緊急自動車の保有数が減少した場合には、速やかに当該指定の取消しの処置を行わなければならない。

４　前２項の規定による指定及びその取消しのための手続は、当該部隊等が所在する駐屯地の駐屯地司令（駐屯地と都道府県を異にする分屯地に所在している場合には、分屯地司令）を経由して行うものとする。

５　方面総監は各駐屯地が保有する緊急自動車の指定状況について、毎年１回以上及び保有車両の増減の都度確認するものとする。

（運転免許の取得等に必要な証明書の発行）

第18条　道路交通法施行規則（昭和３５年総理府令第６０号。以下「施行規則」という。）に基づき規定する別表の右欄に掲げる証明書は、当該左欄に掲げる者が発行するものとする。

（安全運転管理者等の指定、業務及び届出）

第19条　道交法第７４条の３第１項に規定する安全運転管理者は、乗車定員が11名以上の車両にあっては１台以上、その他の車両にあっては５台以上の車両（自動二輪車１台は０．５台として換算し原動機付自転車を除く。）の充足を受けている中隊長等とする。

２　安全運転管理者は、道交法第７４条の３第２項及び施行規則第９条の１０に規定する業務を行う。

　この際、施行規則第９条の１０第７項に規定された記録は別紙第６により行うものとする。

３　道交法第７４条の３第４項に規定する副安全運転管理者は、次表に掲げるところにより中隊長等が選任するものとする。

車両の充足数	副安全運転管理者
２０台以上～４０台未満	１名
４０台以上	上記１名に４０台以上２０台を超えるごとに１名を加算して得た人数

４　道交法第７４条の３第５項に規定する公安委員会に対する届出者は、安全運転管理者が所在する駐屯地又分屯地の駐屯地司令又は分屯地司令とする。

５　前項の駐屯地司令又は分屯地司令は、次の各号に該当する場合は、１５日以内に所轄警察署を経由し、公安委員会に対して選任等の届出を行うものとする。

(1)　安全運転管理者又は副安全運転管理者を選任・解任したとき

(2)　安全運転管理者を置く部隊等が移駐したとき

(3)　その他、従前の届出事項に変更を生じたとき

附　則

１　この達は、昭和４０年７月１日から施行する。

２　この達施行の際、現に保有している旧様式の用紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

３　航空自衛隊等に対する後方支援業務処理要領に関する達（陸上自衛隊達第９１―１号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

４　部隊移動に関する管理運用規則（陸上自衛隊達第５３―１号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

５　陸上自衛隊服務規則（陸上自衛隊達第２４―５号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

６　陸上自衛隊適性検査規則（陸上自衛隊達第３２―２号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

７　懲戒処分等の基準に関する達（陸上自衛隊達第２４―４号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（昭和４０年７月２８日陸上自衛隊達第１２２―５６号）

この達は、昭和４０年８月３日から施行する。

附　則（昭和４１年３月１２日陸上自衛隊達第１２２―５７号）

この達は、昭和４１年４月１日から施行する。ただし、阪神地区病院にかかる規定は昭和４１年２月２１日から施行する。

附　則（昭和４２年３月１０日陸上自衛隊達第９８―５―１号）

１　この達は、昭和４２年４月１日から施行し、報告については４月分から適用する。

２　この達施行の際、現に保有している旧様式の車両使用状況表は、支援状況の項を次のとおり一部修正して使用することができる。

車種欄トラックトン４×４の上段にトントラックライトバン、下段にトントラック４×４の記録を記入し、トラックトンカーゴ及びトラック２トンカーゴはそれぞれ新名称に読み替え、その他の上段にバス及びマイクロバス、下段にその他の記録を記入し、コード番号は備考欄に記入する。

附　則（昭和４３年１月６日陸上自衛隊達第７３―１号）（抄）

この達は、昭和43年４月１日から施行する。

附　則（昭和４３年２月２３日陸上自衛隊達第１２２2―５９号）

この達は、昭和４３年３月１日から施行する。

附　則（昭和４３年３月１３日陸上自衛隊達第１１―３―１号）（抄）

この達は、昭和４３年４月１日から施行する。

附　則（昭和４４年２月２５日陸上自衛隊達第９８―５―２号）

１　この達は、昭和４４年４月１日から施行する。

２　様式別紙第１については、当該用紙を補給するまでの間、旧様式の用紙を使用することができる。

附　則（昭和４４年１２月２７日陸上自衛隊達第１２２―６９号）

１　この達は、昭和４５年１月１日から施行する。ただし、（中略）陸上自衛隊車両の運行等に関する達（陸上自衛隊達第９８―５号）第１４条及び第１５条の改正については、昭和４４年度第４四半期分はなお従前の例による。

２　この達施行の際、現に保有している旧様式の用紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附　則（昭和４６年２月１７日陸上自衛隊達第１２２―７７号）

１　この達は、昭和４６年４月２日から施行する。（ただし書略）

２　この達施行の際、現に保有している旧様式の用紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附　則（昭和４６年４月８日陸上自衛隊達第１２２―７８号）

１　この達は、昭和４６年４月２０日から施行する。（ただし書略）

２　この達施行の際、現に保有している旧様式の用紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附　則（昭和４８年１２月２７日陸上自衛隊達第９８―５―３号）

１　この達は、昭和４９年４月１日から施行する。

２　昭和４８年度車両使用状況表の作成及び送付については、なお改正前の第１４条によるものとする。

附　則（昭和５３年１月１８日陸上自衛隊達第７３―１号）（抄）

１　この達は、昭和５３年４月１日から施行する。

附　則（昭和５３年４月２８日陸上自衛隊達第９８―５―４号）

２　この達は、昭和５３年４月２８日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則（昭和５４年３月１４日陸上自衛隊達第１２２―１１１号）

１　この達は、昭和５４年３月１４日から施行する。

２　この達施行の際、現に保有している旧様式の用紙類は、内容を修正して使用することができる。

附　則（昭和５４年３月２３日陸上自衛隊達第９８―５―５号）

この達は、昭和５４年３月２３日から施行する。

附　則（昭和５７年４月３０日陸上自衛隊達第１２２―１１９号）

１　この達は、昭和５７年４月３０日から施行する。

２　この達施行の際現に保有する旧様式の用紙類は、当分の間内容を修正して使

用することができる。

附　則（昭和５９年４月１２日陸上自衛隊達第９８―５―６号）

この達は、昭和５９年４月１２日から施行し、昭和５９年４月１日から適用する。

附　則（昭和６０年１２月２１日陸上自衛隊達第１２２―１２４号）

１　この達は、昭和６０年１２月２１日から施行する。

２　この達施行の際、現に使用している旧様式の用紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附　則（昭和６１年３月１２日陸上自衛隊達第９８―５―７号）

１　この達は、昭和６１年４月１日から施行する。

２　この達施行の際、現に保有している旧様式の用紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附　則（平成元年２月１０日陸上自衛隊達第１２２―１２７号）

１　この達は、平成元年２月１０日から施行し、同年１月８日から適用する。

２　この達施行の際、現に保有する旧様式の用紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附　則（平成３年９月２１日陸上自衛隊達第９８―５―８号）

この達は、平成３年１０月１日から施行する。

附　則（平成４年９月１８日陸上自衛隊達第９８―５―９号）

１　この達は、平成４年９月１８日から施行する。

２　この達施行の際、現に保有している旧様式の用紙類は当分の間、内容を修正して使用することができる。

附　則（平成７年３月１３日陸上自衛隊達第９８―５―１０号）

１　この達は、平成７年４月１日から施行する。

２　この達施行の際、現に保有している旧様式の用紙類は、当分の間、使用することができる。

附　則（平成１０年３月２０日陸上自衛隊達第１２２―１３７号）

この達は、平成１０年３月２６日から施行する。

附　則（平成１８年７月２６日陸上自衛隊達第１２２―２１１号）

この達は、平成１８年７月３１日から施行する。

附　則（平成１９年１月９日陸上自衛隊達第１２２―２１５号）

この達は、平成１９年１月９日から施行する。

附　則（平成１９年３月２７日陸上自衛隊達第９８―５―１１号）

この達は、平成１９年３月２８日から施行する。

附　則（平成２０年３月３１日陸上自衛隊達第９８―５―１２号）

１　この達は、平成２０年４月１日から施行する。

２　この達施行の際、現に保有している旧様式の用紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附　則（平成２０年７月２３日陸上自衛隊達第１２２―２２８号）

この達は、平成２０年７月２３日から施行する。

附　則（平成２１年２月３日陸上自衛隊達第１２２―２３０号）

この達は、平成２１年２月３日から施行する。

附　則（平成２１年４月２３日陸上自衛隊達第９８―５―１３号）

この達は、平成２１年４月２３日から施行する。

附　則（平成２１年７月３１日陸上自衛隊達第１２２―２３５号）

この達は、平成２１年８月１日から施行する。

附　則（平成２１年１２月２１日陸上自衛隊達第３３―３号）（抄）

この達は、平成２２年１月１日から施行する。

附　則（平成２２年４月１日陸上自衛隊達第９８―５―14号）

この達は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年４月１日陸上自衛隊達第３２―１９号）（抄）

この達は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年４月１８日陸上自衛隊達第９８―５―１５号）

１　この達は、平成２３年４月２２日から施行する。

２　この達施行の際、現に保有している旧様式の用紙類（車両使用請求書・車両運行指令書（一般車両用）及び（戦車用）を除く。）は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附　則（平成２５年３月２７日陸上自衛隊達第９８―５―１６号）

この達は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年２月２３日陸上自衛隊達第９８―５―１７号）

この達は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年３月２６日陸上自衛隊達第９８―５―１８号）

この達は、平成３０年３月２７日から施行する。

附　則（平成３０年１０月２４日陸上自衛隊達第９８―５―１９号）

この達は、平成３０年１０月２４日から施行する。

附　則（平成３１年３月２８日陸上自衛隊達第９８―５―２０号）

１　この達は、平成３１年３月２８日から施行する。

２　この達施行の際、現に保有している旧様式の用紙類は、当分の間、所要の修正を行い使用することができる。

附　則（平成３１年４月１９日陸上自衛隊達第１２２－３０２号）

１　この達は、平成３１年４月１９日から施行する。

２　この達施行の際、現に保有している旧様式の用紙類は、当分の間、所要の修

正を行い使用することができる。

附　則（令和３年３月１５日陸上自衛隊達第９８―５―２１号）

１　この達は、令和３年３月３１日から施行する。

２　この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。

３　この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙類は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附　則（令和４年３月３１日陸上自衛隊達第９８－５－２２号）

１　この達は、令和４年３月３１日から施行する。

２　この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。

３　この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙類は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附　則（令和５年３月２７日陸上自衛隊達第９８－５－２３号）

１　この達は、令和５年４月１日から施行する。

２　この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。

附　則（令和６年３月２１日陸上自衛隊達第９８－５－２４号）

この達は、令和６年４月１日から施行する。

１　様　式
（１）装輪車用

（表）

車両使用請求書・車両運行指令書 （装輪車用）	中隊長等官職階級氏名 印又は自署（朱書）	連帯印又は自署	※使用期間 月　　日～　　日
※所属長確認	※使用者所属氏階級（電話　　番） 印又は自署	※使用目的	※車種（両数）
※請求月日	※乗車者の代表者氏階級（電話　　番）	※差出希望時刻・場所	※備　考	自動車番号

乗務員階級氏名	区分	出発 日時	出発 場所	出発 キロ計	経路	到着 日時	到着 場所	到着 キロ計	乗車者数及び積載品	摘要
操縦手	※予定									
	実施									
	※予定									
	実施									
	※予定									
	実施									
	※予定									
	実施									
	※予定									
	実施									
	※予定									
	実施									
	※予定									
	実施									

総括記録	か働日数	区分	日時	キロ計(アワメータ)の読み	用途別走行キロ														中隊長等点検
		入庫			基本教育 1	連隊等以下の訓練 2	戦闘団以上の訓練 3	その他の教育訓練 4	災害地震防災派遣 5	国際平和協力活動等 6	部内工事 7	部外工事 8	募集業務(A) 9	募集業務(B) 10	募集支援 11	補給整備 12	海空等支援 13	その他 14	
		出庫																	
		差引																	

備考：※印は通常使用者が記入する。
裏面は、車種によって別に定める様式がある場合には、調整により変更することができる。

寸法：日本産業規格Ａ４

（裏）

予防整備（A・B）作業用紙（装輪車用）

点検項目	点検内容	A 前	A 中	A 休	A 後	B
燃料、オイル、冷却水	質、量					
タイヤ	空気圧、亀裂、損傷、溝の深さ、異常摩耗					
	ホイールナット・ボルトの緩み					
	スペアタイヤの取付状態					
漏えい一般	車体下面からの燃料・オイル・冷却水の漏れ					
	エア漏れ、ブレーキパイプのナットの緩み					
車体及び属品類	積荷状態、けん引装置、反射鏡、バンパ、幌					
	消火器、非常信号用具、携行工具、予備部品、搭載器材類の員数及び損傷、備付・携行書類の有無及び内容					
	ツールボックスの取付状態					
計器類及び諸装置	各種計器類、各種スイッチ類の機能					
	警音器、ﾜｲﾊﾟ、ｳｲﾝﾄﾞｳｫｯｼｬ、ﾃﾞﾌﾛｽﾀ、後写鏡					
	前照灯・制動灯・方向指示器等の作用、機能					
異常作動及び異常徴候（エンジン、制動及び操向装置）	エンジンの始動状態					
	低速・加速の状態、異常音、異常振動					
	ステアリング操作具合、ホイールの遊び					
	排気ブレーキの機能					
	ﾌﾞﾚｰｷﾍﾟﾀﾞﾙ遊び、床板との隙間、効き具合					
	駐車ブレーキレバーの引き代、効き具合					
作動間の欠陥（動力伝達系統諸装置）	作動間における異常徴候					
	ギヤケース・ブレーキドラム・ハブ等の過熱					
操向連動部及び懸架装置	操向連動部の緩み、がた及び損傷					
	シャシスプリング、ショックアブソーバ					
	ｾﾝﾀﾎﾞﾙﾄ・Uﾎﾞﾙﾄ・ｸﾘｯﾌﾟﾊﾞﾝﾄﾞの締付け					
エアタンク	エアタンクのドレン					
給油脂・給水	整備実施規定等の給油脂・給水基準による。（ウィンドウォッシャ液の補充）					
清　掃	車体内外部、荷台等の清掃					
バッテリ	電解液量、比重、電圧					
	固定状態、ターミナルの接続状態					
	容器外部の清掃、損傷の有無、取付け状態					
エンジン附属品及びベルト	各アクセサリの取付け状態、損傷					
	エアクリーナの目詰まり、汚れ					
	各Vベルトの張り					
電気配線	配線接続部の緩み、損傷					
車軸・各歯車室の通気穴	ブリーザの詰まり、損傷					
作業用諸装置	外観の手入れ					
銃　塔	機能、ボアサイト、手入れ					
操縦用暗視装置	取付け、損傷、手入れ					
発煙弾発射装置	取付け、損傷、変形、作動					
トレーラ連結時	連結の状態、ブレーキ機能、電気系統の機能					

※　点検内容の細部は、整備実施規定等による。

月　日	整備内容（故障部位・状況・処置）	燃料（L）	油脂類 ｴﾝｼﾞﾝ	油脂類	油脂類	点検者 氏階級
計						

燃料の区分：該当項目を○で囲む。	費目区分		種別区分		補給区分			
	庁用燃料	主燃料	ガソリン	軽油	陸自	海自	空自	その他

備考	部隊長等	係幹部	係陸曹

（２）装軌車用

（表）

車両使用請求書・車両運行指令書 （装軌車用）	中隊長等官職階級氏名 印又は自署（朱書）	連帯印又は自署	※使用期間 月　　日～　　日
※所属長確認	※使用者所属氏階級（電話　　番） 印又は自署	※使用目的	※車種（両数）
※請求月日	※乗車者の代表者氏階級（電話　　番）	※差出希望時刻・場所	※備　考	自動車番号

乗務員階級氏名	区分	出発 日時	出発 場所	出発 キロ計	経路	到着 日時	到着 場所	到着 キロ計	乗車者数及び積載品	摘要
	※予定									
	実施									
	※予定									
	実施									
	※予定									
	実施									
	※予定									
	実施									
	※予定									
	実施									
	※予定									
	実施									
	※予定									
	実施									

総括記録	か働日数	区分	日時	キロ計(アワメータ)の読み	用途別走行キロ														中隊長等点検
		入庫			基本教育 1	連隊等以下の訓練 2	戦闘団以上の訓練 3	その他の教育訓練 4	災害地震防災派遣 5	国際平和協力活動等 6	部内工事 7	部外工事 8	募集業務(A) 9	募集業務(B) 10	募集支援 11	補給整備 12	海空等支援 13	その他 14	
		出庫																	
		差引																	

備考：※印は通常使用者が記入する。
裏面は、車種によって別に定める様式がある場合には、調整により変更することができる。

寸法：日本産業規格Ａ４

（裏）

予防整備（A・B）作業用紙（装軌車用）

区分	点検項目		点検内容	A 前	A 中	A 休	A 後	B
全般	消火装置、消火器		取付け状態、圧力					
	携行工具、予備品、附属品		機能、員数、破損、手入れ					
	バッテリ		取付け状態、緩み、腐食					
			キャップ通気弁の清掃、液量、比重、電圧					
	電気配線		接線の緩み、損傷、被覆の状態					
	漏えい一般（燃料、オイル、冷却水）		車体下面、乗員室内床板上					
			床板上の排油、排水口の取付け状態					
	外観及び清掃		塗装の状態、錆の発生状態					
			清掃、ドレーン					
	ドア・ハッチ及びけん引装置		機能					
車庫	燃料、オイル、冷却水（不凍液）		質、量					
	履帯及び懸架装置	履　帯	組付け状態、損傷、張り					
		転輪・誘導輪スプロケット	取付け状態、摩耗、損傷、緩み					
			過熱					
			シリンダ等の損傷、漏れ					
		その他	フィルタの詰まり、懸架油圧、ショックアブソーバ					
			乗り心地の異常					
	計器及び諸装置	計器類、スイッチ	機能、読み、許容範囲、破損					
		コントロール機能	エンジン、制動、操向、ＰＴＯ					
		警報機、灯火類	取付け状態、機能					
	異常作動及び異常徴候	エンジン	アイドリング、異音、異臭、振動					
		動力伝達装置	機能、異音、異臭、振動					
			過熱					
	エンジン附属品及びベルト		作動、緩み、損傷、漏れ					
			ベルトの張り					
	エアクリーナ		インジケータ、清掃					
	電源装置用エンジン及び発電機		アイドリング、異音、異臭、振動、発電状態					
	給油脂・給水		エンジン、変速操向機、懸架油圧装置作業装置、燃料タンク、冷却水（不凍液）					
	作業装置	油圧装置	機能、作動、油量、油質、油温、漏れ					
		主ウインチ装置	損傷、機能、作動					
		整巻装置	損傷、機能、作動					
		テンショナ	損傷、機能、作動、異音					
		スペード装置	変形、亀裂、漏れ					
		ブーム装置	損傷、機能、作動、摩耗、漏れ					
		使用時間	［　　分］					
	その他	銃塔・銃架	取付け状態					
		操縦用暗視装置	取付け、損傷、手入れ					
		発煙弾発射筒	取付け、損傷、変形、作動					
		けん引具	機能、変形					
		暖房装置	作動					

区分	点検項目	点検内容	A 前	A 中	A 休	A 後	B
通信機	通信電子器材予防整備（A・B）作業用紙による。						
砲塔	各器材ごとの予防整備（A・B）作業用紙による。						

※　点検内容の細部は、整備実施規定等による。

月日	整備内容（故障部位・状況・処置）	燃料（L）	油脂類 エンジン	油脂類	油脂類	点検者氏階級
燃料区分：該当項目を○で囲む。	計					

費目区分	種別区分		補給区分			
主燃料	ガソリン	軽油	陸自	海自	空自	その他

備考		部隊長等	係幹部	係陸曹

２ 作成要領

（1） 車両の使用請求

車両使用請求書は使用目的ごとに作成するものとし、次により記載し所属長又はその指定する者の押印（自署(朱書）でも可）を受けるものとする。

ア 車両使用の目的を具体的に「使用目的欄」に記入する。この場合、車両使用の根拠となるべき命令又は計画等があるときは、当該命令又は計画その他の文書の番号を付記する。

イ 使用を希望する車種及び車両数を「車種覧」に1／2t ４×４（２）の例により記入する。この場合において、トレーラを必要とするときはその旨を付記する。

ウ 車両の差出し希望時刻及びその場所を該当欄に、また、乗務員の服装、糧食等の携行の要否その他車両の使用又は運行上必要な要求事項等を「備考欄」に記入する。

エ 行動の概要を次の要領で「予定欄」に記入する。

用務ごとに発着予定の時刻（数日にわたる使用の場合は日時）とその地名を別行に記入する。この場合において、用務上特に経路を指定する必要がある場合は「経路欄」に、主な経由地、道路名又は道路番号を記入する。また、行動の地域を指定する事を適当とする場合は、行動地域を記入する。

オ 乗車者の数及び積載品の品名、大きさ、重量等を「乗車者数及び積載品欄」に記入する。ただし、当該事項を「使用目的欄」等に記載した時及び積載品が軽微なものである時は記入を省略する事ができる。

（2） 車両の運行指令

車両運行指令書は、１日１車ごとに作成する。ただし、数日にわたり連続して同一車両を同一目的に使用する場合は、この限りでない。この場合においても使用期間が月をまたがるときは月別に作成する。記載の要領は次による。

ア 使用車両番号を「自動車番号欄」に記入する。

イ 乗務を命ずる操縦手及び助手等を「乗務員階級氏名欄」に記入する。この場合交代操縦のため2名以上の操縦手を乗務させるときは、それぞれの任務の分担を明らかにする。

ウ 乗務員に対する指示事項等があればその旨を「摘要欄」に記入する。

エ 請求時に経路の指定がない場合は、その指定を行う。

オ 使用者から提出された車両使用請求書とは別に車両運行指令書を作成する場合は、前項の要領により必要事項を記入する。

この場合数種の要務の行動予定を「予定欄」に記載した時は、用務ごとに行動予定に該当する用務（次項用途区分）及び使用者（乗車者の代表車）の所属氏階級を「摘要欄」に記入する。

カ 中隊長等は、車両運行指令書の記載事項を確認し、「中隊長等官職階級氏名欄」に押印（自署でも可）する。

（3） 車両の運行記録

ア 操縦者の記録

（ア） 当日の運行開始時にその時刻（数日間運行する場合には日時）及び走行距離計（km単位）又はアワメーター（時間単位）の読みを「総括記録欄」に記入する。この場合単位以下は切捨てるものとし、また、コンプレッサー自走式等走行部と作業部の両者を併有する器材については走行キロのほかにアワメーターの読みをかっこでつつんで併記する。

（イ） 運行間操縦者は、運行の実績（発着時刻及び場所、キロ計の読み並びに経路等）を「予定欄」に対応する「実施欄」に記入する。

（ウ） 運行終了時にその時刻（数日間運行した場合には日時）及び走行距離計又はアワメーターの読みを（ア）の要領により記入し、出庫時の記入数との差引結果を記載する。

（エ） 「か働日数欄」に当該車両のか働した日数を記入する。

（オ） 車両に燃料及び油脂類を補充したとき（携行かん等で受領したときを含む。）は、その量を裏面（点検作業用紙）の該当欄に記入するとともに、燃料については当該区分に〇印を付す。

イ 中隊長等の記録

返れいされた車両運行指令書を点検し、「用途別走行キロ欄」に、次表に掲げる用途区分に応じて該当欄に用途別走行キロを記入したのち、中隊長等点検印（自署でも可）を押す。

別紙第２（第14条関係）

１　様　式

車　両　操　縦　経　歴　簿（その１）

かしら文字

（発行年月日　　．　　．　　）

部隊等名	特技（取得年月日）	認番	階級（昇任年月日）	ふりがな 氏　　名 （生年月日）	

	免許の種類	免許年月日	公安委員会名	免許の条件等	免許証　番号及び有効期限
運転免許証		．　．			第　　号 （　　年　　月　　日 公安委員会交付） 年　　月　　日まで有効
		．　．			
		．　．			
		．　．			
		．　．			

	種　　類	取得年月日	摘　　要	適性検査 年月日	判定区分	所見	年月日	判定区分	所見
免許・資格等		．　．		．　．			．　．		
		．　．		．　．			．　．		
		．　．		．　．			．　．		
		．　．		．　．			．　．		
		．　．		．　．			．　．		
	賞詞の区分	年　月　日	摘　　要	．　．			．　．		
無事故表彰	第　　級賞詞	．　．		．　．			．　．		
	第　　級賞詞	．　．		．　．			．　．		
	第　　級賞詞	．　．		．　．			．　．		
	第　　級賞詞	．　．		．　．			．　．		

寸法：日本産業規格Ａ４

（裏）

車両関係の教育訓練	実施部隊等名	課程等名	期別	内　　容	期間

車両事故	発生年月日	車　種	現員及び損害等の概要

備考

移管記録	移管年月日	部隊等名	中隊長等階級氏名
	．　．		
	．　．		
	．　．		
	．　．		
	．　．		
	．　．		
	．　．		
	．　．		
	．　．		
	．　．		
	．　．		
	．　．		
	．　．		
	．　．		
	．　．		
	．　．		
	．　．		
	．　．		
	．　．		
	．　．		

車 両 操 縦 経 歴 簿（ そ の ２ ）

（表･裏）

氏名	

月別 ＼ 車種名												月　計	累　計
走行距離（時間）	前年度末累計												
	年度	4月											
		5月											
		6月											
		7月											
		8月											
		9月											
		10月											
		11月											
		12月											
		1月											
		2月											
		3月											
		計											点検
	累　計												

寸法：日本産業規格Ａ４

２　記載要領

（１）　その１（表）

ア　「部隊等名」欄には、所属部隊等名を鉛筆により記入する。

イ　「特技」欄には、現に設定されている車両操縦又は整備関係の特技番号を、また、「階級」欄には、現階級をそれぞれ鉛筆により記入する。

ウ　「免許の条件等」欄及び「免許証番号及び有効期限」欄には、運転免許証をもとに関係事項を鉛筆により記入する。

エ　「免許、資格等」の項には、自動車整備士、クレーン運転士等車両関係の免許又は資格について記入する。

オ　「所見」欄には、適性検査結果に基づく検査官からの助言事項を記入する。

（２）　その１（裏）

ア　「車両関係の教育訓練」の項には、車両操縦又は整備等に関する基本教育及び主要な練成訓練の実施状況を記入する。「内容」欄は、実施課目等の概要を記入する。

イ　「移管記録」の項には、車両操縦経歴簿を他の部隊等に引き継ぐ際に、現に移管中の中隊長等が押印（自署でも可）する。

（３）　その２（表・裏）

ア　「走行距離（時間）」の項の上段には、操縦した車種ごとの実走行距離数（単位：キロメートル）を記入する。ただし、アワーメーター装着車両については、実運転時間数（単位：時間）を括弧書で記入する。

　また、下段には、陸上自衛隊の表彰に関する達（陸上自衛隊達第２４－１２号(41.6.21)）第１０条の規定に基づいて算定した無事故走行距離数を赤字で記入する。

イ　月の途中で車両操縦経歴簿を他部隊に引き継ぐ場合には、引き継ぐまでの実走行距離（実運転時間）数を同一行の上段に記入する。

ウ　「点検」欄は、記録が終了した際に担当者が記載内容について点検押印（自署でも可）する。

別紙第３（第15条関係）

車両使用状況表の様式及び作成要領

１ 様 式（一例）

車種	コード番号	A 延か働日数	B 用途別走行キロ（km）又は作業時間（H）															D 車両数	摘要
			教育訓練用				災派遣用 災害・地震防	国際貢献用	部内工事用	部外工事用	募集業務(A)用	募集業務(B)用	募集支援用	補給整備用	海空等支援用	その他	C 行キロ又は作業時間走 小計		
			基本教育	下の訓練 連隊等以	上の訓練 戦闘団以	教育訓練 その他の													
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14			

２　報告対象車両

燃種	車種	コード番号	報告単位 走行キロ	報告単位 作業時間
ガソリン	オートバイ	A01	○	
	乗用車（庁用品）	A02	○	
	業務車１号	A03	○	
	業務車２号	A04	○	
	業務車３号	A05	○	
	業務車４号	A06	○	
	救急車（４Ｘ２）	A07	○	
	消防車	A08	○	
	救急車（４×４）	A09	○	
	４＊４　パジェロ（三菱）	A51	○	
	９　ＰＡＸ　Ｖ／Ｗ	A52	○	
	３ｔ　ＣＨＥＶ（廃止）	A53	○	
	その他の装輪車（キロ）	A98	○	
	その他の装輪車（時間）	A99		○
	中型雪上車	B03	○	
	その他の装軌車	B98	○	
戦車用ガソリン	その他の装軌車	C98	○	
軽油	７３式　小型トラック	D02	○	
	７３式　中型トラック	D04	○	
	中型トラック　（４Ｘ２）	D05	○	
	中型トラック（４×４）	D06	○	
	７３式　大型トラック	D07	○	
	７３式　大型トラック　（教習装置付）	D08	○	
	３　１／２ｔ　トラック	D09	○	
	大型トラック　（４Ｘ２）	D10	○	
	大型トラック　（４Ｘ２）　（教習用）	D11	○	
	７ｔ　トラック　（７４式　特大型トラック）	D12	○	
	７ｔ　トラック　（７４式　特大型トラック　（短））	D13	○	
	特大型トラック　（６Ｘ４）	D14	○	
	大型トラック（４×４）	D15	○	
	２　１／２ｔ　ダンプ	D17	○	
	３　１／２ｔ　ダンプ	D18	○	
	特大型ダンプ	D20	○	
	中型セミトレーラ牽引車	D21	○	
	大型セミトレーラ牽引車	D22	○	
	特大型セミトレーラ牽引車	D23	○	
	軽レッカ　（４ｔレッカを含む。）	D24	○	
	重レッカ　（６ｔレッカを含む。）	D25	○	
	人員輸送車　１号	D26	○	
	人員輸送車　２号	D27	○	
	１　１／２ｔ　救急車	D29	○	
	重装輪回収車	D30	○	
	３　１／２ｔ　燃料タンク車	D31	○	
	燃料タンク車　（１０，０００リットル）	D32	○	
	３　１／２ｔ　水タンク車	D34	○	
	３　１／２ｔ　工作（修理）車	D35	○	
	施設工作（修理）車	D36	○	
	散水車	D37	○	
	除雪車	D38	○	
	導板橋トラック	D39	○	
	浮のう橋トラック	D40	○	
	消防車	D41	○	
	８２式　指揮通信車	D42	○	
	重迫けん引車（１２０ｍｍ迫撃砲ＲＴ用）	D43	○	
	小型トラック（４Ｘ４）	D44	○	
	救急車（４Ｘ４）	D45	○	
	高機動車	D46	○	
	燃料タンク車（７５００リットル航空用）	D47	○	
	８７式偵察警戒車	D48	○	
	９６式装輪装甲車	D49	○	
	特大型セミトレーラ　けん引車	D50	○	
	４＊４　ランド・クルーザ	D51	○	
	４＊４　Ｐ／ＵＰ	D52	○	
	ＢＵＳ　ＭＥＲＳＥＤ	D53	○	
	５ｔ　ＧＭＣ	D54	○	
	５ｔ　Ｍ－３５	D55	○	

燃種	車種	コード番号	報告単位 走行キロ	報告単位 作業時間
軽油	保冷車　Ｍ－３５	D56	○	
	保冷車　ＳＴＡＲ	D57	○	
	保冷車　ＨＩＮＯ	D58	○	
	ダンプ	D59	○	
	レッカー	D60	○	
	レッカー	D61	○	
	パケットローダー	D62		○
	グレーダ（廃止）	D63		○
	クレーン車	D64		○
	新ＣＯＥトラック	D65	○	
	グレーダー（廃止）	D66		○
	５Ｔ　トラック（新ＣＯＥトラック）	D67	○	
	自走浮橋	D71		○
	自走架柱橋	D72		○
	バケットローダ　（装輪車）	D73		○
	タイヤローダ	D74		○
	ロードローラ	D75		○
	自走コンプレッサ	D76		○
	グレーダ	D77		○
	トラッククレーン	D78		○
	橋節運搬車	D79	○	
	動力ボート運搬車	D80	○	
	処理弾運搬車	D81	○	
	業務車４号	D82	○	
	軽装甲機動車	D83	○	
	その他の装輪車　（キロ）	D98	○	
	その他の装輪車　（時間）	D99		○
	６１式　戦車	E01	○	
	７４式　戦車	E02	○	
	８７式自走高射機関砲	E03	○	
	８９式装甲戦闘車	E04	○	
	６０式　自走１０６ｍｍ無反動砲	E05	○	
	９９式　自走１５５ｍｍ榴弾砲	E06	○	
	７５式　自走１５５ｍｍ榴弾砲	E07	○	
	２０３ｍｍ自走榴弾砲	E08	○	
	７５式自走多連装１３０ｍｍロケット弾発射機	E09	○	
	７５式　自走地上風測定装置	E10	○	
	６０式　装甲車	E11	○	
	７３式　装甲車	E12	○	
	多連装ロケットシステム自走発射機　Ｍ２７０	E13	○	
	７８式　戦車回収車	E14	○	
	８７式砲側弾薬車	E16	○	
	７８式　雪上車	E17	○	
	化学防護車	E18	○	
	戦車橋（廃止）	E19	○	
	９０式戦車	E20	○	
	９０式戦車回収車	E21	○	
	９１式戦車橋	E22	○	
	１０式戦車	E23	○	
	ＮＢＣ偵察車	E24	○	
	１０式雪上車	E25	○	
	装甲ドーザ	E51		○
	小型ドーザ	E52		○
	中型ドーザ	E53		○
	大型ドーザ	E54		○
	油圧ショベル	E56		○
	バケットローダ　（装軌車）	E57		○
	地雷原処理車	E58	○	
	９６式　自走１２０ｍｍ迫撃砲	E59	○	
	施設作業車	E60	○	
	ドーザ　Ｄ－７	E61		○
	ドーザ　Ｄ－８	E62		○
	ドーザ　Ｄ－４	E63		○
	その他の装軌車　（キロ）	E98	○	
	その他の装軌車　（時間）	E99		○

３　作成要領

（1）　この表は、車両運行指令書及び点検作業用紙（裏免）の記録を集計して作成する。

（2）　記　載　要　領

項　　目	記　　載　　要　　領
車種コード番号	第2項の報告対象車両について車種、コード番号順に記入する。
延か働日数	当該車種に該当する車両のか働した延日数を記入する。
用途別走行キロ又は作業時間	当該車種の報告単位に基づき、該当車両の走行キロ又は作業時間を記入する。
車　両　数	当該期末における保有数を車種ごとに記入する。
そ　の　他	1　当該期内において、一時管理換えにより保有した車両の延か働日数及び用途別走行キロ又は作業時間については、それぞれの期実績に含めて記入する。 この場合、当該期末において保有していない車種があるときは車両数欄に〇を記入する。 2　車両使用状況表が2ページ以上にわたる場合は、頭書は第1ページのみとする。

別紙第４
削除

別紙第５（第16条関係）

記録類保存期間一覧表

名称	保存期間
車両使用請求書 車両運行指令書	１年
運行記録計の記録紙	１年
車両操縦経歴簿（その１）	退職の日に係る特定日以後1年
〃（その２）	退職の日に係る特定日以後1年
車両使用状況表	１年
酒気帯び確認記録用紙	１年

別紙第６

酒気帯び確認記録用紙（基準）

部隊等名：

連番	操縦手氏階級	車　番	確認日時	確認方法※１	酒気帯び	検知器の	確認実施者※２		備　考（指示事項等）
							役職	氏階級	
1				対面・（　　）	有・無	有・無			
2				対面・（　　）	有・無	有・無			
3				対面・（　　）	有・無	有・無			
4				対面・（　　）	有・無	有・無			
5				対面・（　　）	有・無	有・無			
6				対面・（　　）	有・無	有・無			
7				対面・（　　）	有・無	有・無			
8				対面・（　　）	有・無	有・無			
9				対面・（　　）	有・無	有・無			
10				対面・（　　）	有・無	有・無			
11				対面・（　　）	有・無	有・無			
12				対面・（　　）	有・無	有・無			
13				対面・（　　）	有・無	有・無			
14				対面・（　　）	有・無	有・無			
15				対面・（　　）	有・無	有・無			
16				対面・（　　）	有・無	有・無			
17				対面・（　　）	有・無	有・無			
18				対面・（　　）	有・無	有・無			
19				対面・（　　）	有・無	有・無			
20				対面・（　　）	有・無	有・無			

※１：対面以外の方法で確認した場合は、括弧内にモニター、電話等の方法を記入
※２：安全運転管理者、副安全運転管理者、車両係、当直、車長等、確認を行った隊員の役職を記入

別表（第18条関係）

発行者	証明書
中隊長等	公安委員会の第2種運転免許試験を受けようとする者で、第1種運転免許のうち、大型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許又はけん引免許を受けた日以降において、自衛官として当該免許で運転できる自衛隊車両を運転した経験の期間が2年以上の者であることを証明する施行規則第17条第2項第5号に規定する書類（様式付表第1）
医　官	病気又は負傷のため、免許証の更新の期間前において更新を受けようとする者又は当該理由のため免許証の有効期間の更新を受ける事が出来なかった者で、その事情がやんだ日から1月以内に公安委員会の運転免許試験（技能試験、学科試験免除）を受けようとする者が申請書に添付しなければならない施行規則第18条第1項第5号又は第29条の2第1項に規定する医師の診断書
部隊等の長	海外旅行、災害又は社会の慣習上若しくは職務の遂行上やむを得ない緊急の要務のため、免許証の更新期間前において更新を受けようとする者又は当該理由のため免許証の有効期間の更新を受ける事が出来なかった者で、その事情がやんだ日から1月以内に公安委員会の運転免許試験（技能試験、学科試験免除）を受けようとする者が申請書に添付しなければならない施行規則第18条第1項第5号又は第29条の2第1項に規定する証明書（様式付表第2）

付表第1

証 明 書 の 様 式 及 び 記 載 要 領

1 様　　式

証　　明　　書

所　　属

階　　級

氏　　名

生年月日　　昭・平　　年　　月　　日生

上記の者は、自衛官として次の自動車の運転経験を有するものであることを証明する。

自動車の種類	運　転　期　間		業務の内容
	年　月から 年　月まで	年　月間	
	年　月から 年　月まで	年　月間	
	年　月から 年　月まで	年　月間	
	年　月から 年　月まで	年　月間	

令　和　　年　　月　　日

官　　職

階　　級

氏　　名　　㊞

寸法：日本産業規格A4

2 記載要領

（1）「自動車の種類欄」には、道路交通法施行規則第2条の表に定める区分により該当するものを記

（2）「業務の内容欄」には、車両操縦手又は車両整備員の例により記入する。

付表第2

証明書の様式及び記載要領

1 様　式

証　　明　　書

所　　属

階　　級

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

上記の者は、(　　)であることを証明する。

平　成　　年　　月　　日

官　　職

階　　級

氏　　名　　㊞

寸法：日本産業規格A4

2 記載要領

本文中(　)の箇所には、「〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日まで災害派遣に従事したもの」の例により該当理由を記入する。